

JITCO 保険の取り扱いに係る特別措置の終了について

本年4月にご案内したJITCO保険の取り扱いに係る特別措置(技能実習生等の帰国困難に伴う保険自動延長措置)は、引受損害保険会社の保険料猶予措置等が2020年9月末をもって終了することに伴い、下記の通り終了いたします。

2020年10月1日以降、現在ご加入のJITCO保険の保険期間が終了を迎える場合には、新たに保険契約をお申し込み頂くことが必要になりますので、ご確認・手続きいただきますようお願いいたします。

記

□4月にご案内した特別措置の内容

(被保険者である技能実習生等が)新型コロナウイルスの影響で帰国できず、在留資格変更して日本国内に滞在する場合、感染症の影響が解消され、帰国もしくは本来の在留資格となるまでの間、保険期間を自動延長。

1. 2020年9月30日までの間に満期を迎え特別措置を適用した契約は、引き続き、母国に帰国もしくは本来の在留資格となるまでの間、保険期間が延長されます。

2. 2020年10月1日以降に保険期間が終了する契約は、特別措置の対象とならず自動延長となりません。10月1日以降に保険期間が終了し、その後の補償をご希望の場合、新たに保険契約のお申し込みをお願いします。

(注)監理団体様はじめ実習実施者様、技能実習生等(被保険者)の皆さまにもご理解いただきますようお願いいたします。

国際研修サービス社ホームページ(<http://www.k-kenshu.co.jp/>)からお申込みをお願い申し上げます。
本件に関わるご不明点・個別のご相談は、下記お問合わせ先までご連絡いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先	
株式会社 国際研修サービス 〒105-0014 東京都港区芝 3-43-16 KDX 三田ビル 9階 TEL:03-3453-3700 FAX:03-3453-3703	
引受保険会社	
三井住友海上火災保険株式会社	損害保険ジャパン株式会社
東京海上日動火災保険株式会社	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社